

議会運営上の諸課題に関する答申への対応状況等

I	議員提出発議案の委員会付託等のあり方	1
1	議員提出発議案の委員会付託	
2	政策条例の執行状況等のチェック	
II	議案に対する質疑等のあり方	3
1	議案に対する質疑	
2	本会議におけるオンライン質問	
III	タブレット導入に係る費用対効果等の検証及び今後の更なる活用方策	6
IV	県民に分かりやすい・参加しやすい県議会の環境づくり	7
1	常任委員会のインターネット中継及び議場への大型モニター設置	
2	議会を傍聴しやすくするための取組み	
3	請願や陳情の審査等の充実	
4	若者をはじめ県議会に興味関心を持ってもらうための取組み	

I 議員提出発議案の委員会付託等のあり方

答 申	対応状況等				
<p>1 議員提出発議案の委員会付託 県としての団体の意思を決定する議員提出発議案（政策条例）について、原則、委員会へ付託し、審査を行ったうえで採決すること。</p>	<p>○議会運営についての申合せ事項を一部改正（令和5年8月31日）</p> <table border="1" data-bbox="1106 384 2096 847"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 384 1601 432">改正後</th> <th data-bbox="1601 384 2096 432">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 432 1601 847"> <p>第3 本会議に関する事項 3 発議案の取扱い (2) 議長は前項の手続きを経て提出された発議案の取扱いについて、議会運営委員会に諮るものとする。 なお、<u>県としての団体の意思を決定する議員提出発議案（政策条例）は、原則、委員会に付託するものとする。</u></p> </td> <td data-bbox="1601 432 2096 847"> <p>第3 本会議に関する事項 3 発議案の取扱い (2) 議長は前項の手続きを経て提出された発議案の取扱いについて、議会運営委員会に諮るものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>○議会運営についての申合せ事項に「原則、委員会に付託」と明記後、提出のあった議員提出発議案については、議会運営委員会で報告の後、本会議で上程され、提出者説明、質疑を経て、委員会に付託。（令和6年第1回定例会～）</p>	改正後	改正前	<p>第3 本会議に関する事項 3 発議案の取扱い (2) 議長は前項の手続きを経て提出された発議案の取扱いについて、議会運営委員会に諮るものとする。 なお、<u>県としての団体の意思を決定する議員提出発議案（政策条例）は、原則、委員会に付託するものとする。</u></p>	<p>第3 本会議に関する事項 3 発議案の取扱い (2) 議長は前項の手続きを経て提出された発議案の取扱いについて、議会運営委員会に諮るものとする。</p>
改正後	改正前				
<p>第3 本会議に関する事項 3 発議案の取扱い (2) 議長は前項の手続きを経て提出された発議案の取扱いについて、議会運営委員会に諮るものとする。 なお、<u>県としての団体の意思を決定する議員提出発議案（政策条例）は、原則、委員会に付託するものとする。</u></p>	<p>第3 本会議に関する事項 3 発議案の取扱い (2) 議長は前項の手続きを経て提出された発議案の取扱いについて、議会運営委員会に諮るものとする。</p>				
<p>2 政策条例の執行状況等のチェック 条例で議会に対する定期的な報告を義務付けているものは条例の規定により報告を求め、条例で議会に対する報告を義務付けていないものについては、常任委員会で定期的に執行状況のチェックを行うこと。</p>	<p>○条例で議会に対する定期的な報告を義務付けていないものについて、これを義務付ける旨の規定を追加する改正を実施。（令和5年第3回定例会） ○議員提案政策条例等の規定に基づく議会への報告については、毎年1回、常任委員会において実施。（令和6年第2回定例会～） ※「いばらきの快適な社会づくり基本条例」については、県総合計画に掲げ</p>				

答 申	対応状況等
	る政策等を推進することが本条例の趣旨と合致すると考えられることから、決算特別委員会における同計画の報告により対応。

II 議案に対する質疑等のあり方

答 申		対応状況等																									
<p>1 議案に対する質疑</p> <p>(1) 本会議及び付託される委員会において質疑の機会のない会派等が、議員提出議案及び知事提出議案の賛否を判断するために質疑を行える時間等は下記のとおりとする。</p> <p>なお、発言通告期限との整合性をとるため、議員が発議案を提出する期限を、現行の「一般質問・質疑終了日の前日正午」から「一般質問・質疑終了日の前々日正午」と改める必要があること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象となる議案 (議員提出議案及び知事提出議案)</th> <th>対象となる会派等</th> <th>質疑の日</th> <th>質疑時間</th> <th>発言通告期限</th> <th>質疑の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>開会日に上程された議案</td> <td>当該定例会において代表もしくは一般質問・質疑の割り当てがなく、付託される委員会にも所属していない会派等</td> <td rowspan="2">一般質問・質疑最終日 (全ての一般質問・質疑終了後)</td> <td rowspan="3">8分以内 (答弁を含む)</td> <td rowspan="3">質疑を行う日の前々日正午</td> <td rowspan="3">議案に係る概括的内容の確認</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>開会日の翌日から一般質問・質疑終了日までに上程された議案</td> <td rowspan="2">付託される委員会に所属していない会派等</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>一般質問・質疑終了日の翌日から閉会日までに上程された議案</td> <td>閉会日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 委員長報告に対する質疑は、本会議における委員長報告の後、答弁を含めて4分以内とし、通告期限は質疑を行う日の前々日正午とする。</p>			対象となる議案 (議員提出議案及び知事提出議案)	対象となる会派等	質疑の日	質疑時間	発言通告期限	質疑の内容	①	開会日に上程された議案	当該定例会において代表もしくは一般質問・質疑の割り当てがなく、付託される委員会にも所属していない会派等	一般質問・質疑最終日 (全ての一般質問・質疑終了後)	8分以内 (答弁を含む)	質疑を行う日の前々日正午	議案に係る概括的内容の確認	②	開会日の翌日から一般質問・質疑終了日までに上程された議案	付託される委員会に所属していない会派等	③	一般質問・質疑終了日の翌日から閉会日までに上程された議案	閉会日	<p>○議会運営についての申合せ事項を一部改正（令和5年8月31日）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>第3 本会議に関する事項</p> <p>3 発議案の取扱い</p> <p>(1) 議員が発議案を提出しようとするときは、当該議員の属する会派の長は、あらかじめ各会派及び関係委員会と協議・調整を行い、一般質問・質疑終了日の前々日正午までに議長に提出することとする。</p> <p>ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、採決しようとする日の前々日正午までとする。</p> <p>4 発言通告</p> <p>(2) 代表質問・質疑及び一般質問・質疑に係る発言通告の期限は、原則として質問質疑の始まる日の前々日正午まで、上程議案、修正案、委員長報告及び少数意見報告に対する質疑に係る発言通告の期限は、原則として質疑を行う日の前々日正午までとする。</p> </td> <td> <p>第3 本会議に関する事項</p> <p>3 発議案の取扱い</p> <p>(1) 議員が発議案を提出しようとするときは、当該議員の属する会派の長は、あらかじめ各会派及び関係委員会と協議・調整を行い、一般質問・質疑終了日の前日正午までに議長に提出することとする。</p> <p>ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、採決しようとする日の前々日正午までとする。</p> <p>4 発言通告</p> <p>(2) 代表質問・質疑、一般質問・質疑及び上程議案に対する質疑に係る発言通告の期限は、原則として質問質疑の始まる日の前々日正午までとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		改正後	改正前	<p>第3 本会議に関する事項</p> <p>3 発議案の取扱い</p> <p>(1) 議員が発議案を提出しようとするときは、当該議員の属する会派の長は、あらかじめ各会派及び関係委員会と協議・調整を行い、一般質問・質疑終了日の前々日正午までに議長に提出することとする。</p> <p>ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、採決しようとする日の前々日正午までとする。</p> <p>4 発言通告</p> <p>(2) 代表質問・質疑及び一般質問・質疑に係る発言通告の期限は、原則として質問質疑の始まる日の前々日正午まで、上程議案、修正案、委員長報告及び少数意見報告に対する質疑に係る発言通告の期限は、原則として質疑を行う日の前々日正午までとする。</p>	<p>第3 本会議に関する事項</p> <p>3 発議案の取扱い</p> <p>(1) 議員が発議案を提出しようとするときは、当該議員の属する会派の長は、あらかじめ各会派及び関係委員会と協議・調整を行い、一般質問・質疑終了日の前日正午までに議長に提出することとする。</p> <p>ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、採決しようとする日の前々日正午までとする。</p> <p>4 発言通告</p> <p>(2) 代表質問・質疑、一般質問・質疑及び上程議案に対する質疑に係る発言通告の期限は、原則として質問質疑の始まる日の前々日正午までとする。</p>
	対象となる議案 (議員提出議案及び知事提出議案)	対象となる会派等	質疑の日	質疑時間	発言通告期限	質疑の内容																					
①	開会日に上程された議案	当該定例会において代表もしくは一般質問・質疑の割り当てがなく、付託される委員会にも所属していない会派等	一般質問・質疑最終日 (全ての一般質問・質疑終了後)	8分以内 (答弁を含む)	質疑を行う日の前々日正午	議案に係る概括的内容の確認																					
②	開会日の翌日から一般質問・質疑終了日までに上程された議案	付託される委員会に所属していない会派等																									
③	一般質問・質疑終了日の翌日から閉会日までに上程された議案		閉会日																								
改正後	改正前																										
<p>第3 本会議に関する事項</p> <p>3 発議案の取扱い</p> <p>(1) 議員が発議案を提出しようとするときは、当該議員の属する会派の長は、あらかじめ各会派及び関係委員会と協議・調整を行い、一般質問・質疑終了日の前々日正午までに議長に提出することとする。</p> <p>ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、採決しようとする日の前々日正午までとする。</p> <p>4 発言通告</p> <p>(2) 代表質問・質疑及び一般質問・質疑に係る発言通告の期限は、原則として質問質疑の始まる日の前々日正午まで、上程議案、修正案、委員長報告及び少数意見報告に対する質疑に係る発言通告の期限は、原則として質疑を行う日の前々日正午までとする。</p>	<p>第3 本会議に関する事項</p> <p>3 発議案の取扱い</p> <p>(1) 議員が発議案を提出しようとするときは、当該議員の属する会派の長は、あらかじめ各会派及び関係委員会と協議・調整を行い、一般質問・質疑終了日の前日正午までに議長に提出することとする。</p> <p>ただし、緊急その他やむを得ない事由があるときは、採決しようとする日の前々日正午までとする。</p> <p>4 発言通告</p> <p>(2) 代表質問・質疑、一般質問・質疑及び上程議案に対する質疑に係る発言通告の期限は、原則として質問質疑の始まる日の前々日正午までとする。</p>																										

答 申	対応状況等												
	<p>7 単独で行う質疑</p> <p>(1) 議案(議員提出議案及び知事提出議案)に対して、質疑のみを単独で行える場合の要件等は別表3のとおりとし、質疑の所用時間は、質疑及び答弁を含めて8分以内とする。</p> <p>なお、質疑の内容は、議案に係る概括的内容の確認に留めるものとする。</p> <p>(2) 修正案に対する質疑の所用時間は、質疑及び答弁を含めて8分以内とし、委員長報告及び少数意見報告に対する質疑の所用時間は、質疑及び答弁を含めて4分以内とする。</p> <p>別表3 (第3-7-(1))</p> <p>議案に対して、質疑のみを単独で行える場合の要件等</p> <table border="1" data-bbox="1151 1007 2089 1386"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 1007 1525 1102">対象となる議案 (議員提出議案及び知事提出議案)</th> <th data-bbox="1525 1007 1845 1102">対象となる会派等</th> <th data-bbox="1845 1007 2089 1102">質疑の日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 1102 1525 1238">開会日に上程された議案</td> <td data-bbox="1525 1102 1845 1238">当該定例会において代表もしくは一般質問・質疑の割り当てがなく、付託される委員会にも所属していない会派等</td> <td data-bbox="1845 1102 2089 1315" rowspan="2">一般質問・質疑最終日 (全ての一般質問・質疑終了後)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 1238 1525 1315">開会日の翌日から一般質問・質疑終了日までに上程された議案</td> <td data-bbox="1525 1238 1845 1315" rowspan="2">付託される委員会に所属していない会派等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 1315 1525 1386">一般質問・質疑終了日の翌日から閉会日までに上程された議案</td> <td data-bbox="1525 1315 1845 1386"></td> <td data-bbox="1845 1315 2089 1386">閉会日</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる議案 (議員提出議案及び知事提出議案)	対象となる会派等	質疑の日	開会日に上程された議案	当該定例会において代表もしくは一般質問・質疑の割り当てがなく、付託される委員会にも所属していない会派等	一般質問・質疑最終日 (全ての一般質問・質疑終了後)	開会日の翌日から一般質問・質疑終了日までに上程された議案	付託される委員会に所属していない会派等	一般質問・質疑終了日の翌日から閉会日までに上程された議案		閉会日	<p>(新設)</p>
対象となる議案 (議員提出議案及び知事提出議案)	対象となる会派等	質疑の日											
開会日に上程された議案	当該定例会において代表もしくは一般質問・質疑の割り当てがなく、付託される委員会にも所属していない会派等	一般質問・質疑最終日 (全ての一般質問・質疑終了後)											
開会日の翌日から一般質問・質疑終了日までに上程された議案	付託される委員会に所属していない会派等												
一般質問・質疑終了日の翌日から閉会日までに上程された議案			閉会日										

答 申	対応状況等				
<p>2 本会議におけるオンライン質問</p> <p>総務省から「本会議に出席が困難な議員が、オンラインで質問を行うことは差し支えない」との見解が示された（令和5年2月7日）ことを踏まえ、本県議会におけるオンライン質問は、「代表もしくは一般質問・質疑を予定していた議員が、会議規則第2条で定める欠席事由（公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、家族の弔事、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由）により本会議に出席できず、本人が希望する場合に、議長の判断により質疑を除く質問だけを行える。」こととすること。</p>	<p>○茨城県議会会議規則を一部改正（令和5年12月27日施行）</p> <table border="1" data-bbox="1106 293 2096 1264"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 293 1603 341">改正後</th> <th data-bbox="1603 293 2096 341">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 341 1603 1264"> <p><u>(質問の特例)</u></p> <p><u>第62条の2 第2条（欠席等の届出）第1項の規定により出席できない議員（第60条（一般質問）第1項の規定による許可を得た議員に限る。以下この条において同じ。）が、電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機と議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて行われる映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により質問することを希望する場合であつて、議長が必要があると認めるときは、当該議員は、当該方法により質問することができる。この場合における質問については、第38条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）の規定による質疑と併せて行うことができない。</u></p> </td> <td data-bbox="1603 341 2096 1264"> <p><u>(新設)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>○茨城県議会オンライン質問実施要綱を制定（令和6年3月1日議長決裁）</p>	改正後	改正前	<p><u>(質問の特例)</u></p> <p><u>第62条の2 第2条（欠席等の届出）第1項の規定により出席できない議員（第60条（一般質問）第1項の規定による許可を得た議員に限る。以下この条において同じ。）が、電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機と議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて行われる映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により質問することを希望する場合であつて、議長が必要があると認めるときは、当該議員は、当該方法により質問することができる。この場合における質問については、第38条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）の規定による質疑と併せて行うことができない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
改正後	改正前				
<p><u>(質問の特例)</u></p> <p><u>第62条の2 第2条（欠席等の届出）第1項の規定により出席できない議員（第60条（一般質問）第1項の規定による許可を得た議員に限る。以下この条において同じ。）が、電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機と議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて行われる映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により質問することを希望する場合であつて、議長が必要があると認めるときは、当該議員は、当該方法により質問することができる。この場合における質問については、第38条（議案等の説明、質疑及び委員会付託）の規定による質疑と併せて行うことができない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>				

Ⅲ タブレット導入に係る費用対効果等の検証及び今後の更なる活用方策

答 申	対応状況等
<p>令和2年第2回定例会のタブレット端末の導入以降、段階的なペーパーレス化を進め、本年1月から、本会議等において使用する資料の原則ペーパーレスを達成し、紙資源や印刷費用、印刷・配付に係る費用を削減するとともに、オンライン委員会の実施や情報収集力の向上、各種手続きのデジタル化などの成果があった。</p> <p>引き続き、本会議等における資料は、<u>特別に必要と認められるもの</u>以外はペーパーレスを原則とし、事務局、執行部からの通知・連絡はワウトークとすることと併せ、県内外調査等においても、資料を電子データ化し、議員のタブレット携行を原則とするなど、より一層タブレットを活用した議会審議の充実や議会運営の効率化・活性化を図ること。</p> <p>また、タブレット導入に係る費用対効果等及び今後の更なる活用方策について、県民に公表すること。</p>	<p>○本会議等における資料は原則ペーパーレスとし、「特別に必要と認められるもの」については、第1回茨城県議会定例会議案①（当初予算資料①）及び第1回茨城県議会定例会議案概要説明書③（当初予算資料③）とすることとした。</p> <p>○当初予算資料①及び②については、必要な箇所を印刷しやすくするため、議会事務局で常任委員会ごとに所管する部分を抜粋したデータを常任委員会の5～6日前にSidebooksに掲載し、会派又は議員が希望・必要性に応じて、議員控室等のWi-Fiプリンターを利用して用意することとする。（令和6年第1回定例会～）</p> <p>○必要なページを容易に印刷できるよう、各会派室のWi-Fiプリンターの使い方の説明やタブレットの各種操作マニュアルの整理を行った。</p> <p>○SideBooks掲載資料の保存期間を4年としていたが、その後も、他の記録媒体等でさらに6年間保存するよう「茨城県議会 ICT 文書共有システム管理要領」を改正した。（令和5年8月23日議長決裁）</p> <p>○引き続き、個々の疑問等にタブレットサポーター職員がきめ細かに対応する等、充実した審議が図れるよう環境を整備する。</p> <p>○タブレット導入に係る費用対効果等及び今後の更なる活用方策について、県議会ホームページにおいて公表した。</p>

IV 県民に分かりやすい・参加しやすい県議会の環境づくり

答 申	対応状況等				
<p>1 常任委員会のインターネット中継 及び 議場への大型モニター設置</p> <p>県民がいつでもどこでも常任委員会を視聴できるインターネット中継や、本会議における議論の深まりや傍聴者等にとって分かりやすい議会運営に資するために審議の様相や補助資料を議場内の大型モニターに映し出すことは、県民に分かりやすく、参加しやすい県議会の環境づくりに大変有意義であると考えられる。</p> <p>一方で、機器の導入やその後の維持に多額の費用を要することやシステムの不具合発生時には即時の対応が困難なことなど、現時点で、費用に見合う効果が得られるかについて疑問が残る。</p> <p>これらを踏まえ、今後も引き続き、費用対効果等を研究した上で、導入を含め検討する必要があること。</p>	<p>—</p>				
<p>2 議会を傍聴しやすくするための取組み</p> <p>乳幼児連れでも安心して傍聴ができるよう、児童・乳幼児の傍聴席への入場禁止規定の廃止や親子傍聴席の設置、傍聴時の託児サービスに取り組むこと。また、その旨をホームページ等で広く周知すること。</p> <p>傍聴手続きについては、議場の規律を確保するため現行どおりとするが、規律確保の実効性と個人情報の取扱いの厳格化について、他県議会の状況も併せて、引き続き研究していくこと。</p>	<p>○児童・乳幼児の傍聴席への入場禁止規定を廃止。 ・茨城県議会傍聴規則を一部改正（令和5年8月31日）</p> <table border="1" data-bbox="1106 986 2098 1267"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 986 1601 1034">改正後</th> <th data-bbox="1601 986 2098 1034">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 1034 1601 1267"> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第10条</p> <p><u>(削除)</u></p> </td> <td data-bbox="1601 1034 2098 1267"> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第10条</p> <p><u>4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第10条</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第10条</p> <p><u>4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p>
改正後	改正前				
<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第10条</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第10条</p> <p><u>4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。</u></p>				

答 申	対応状況等				
	<p>○親子傍聴席を設置。（令和5年第3回定例会～）</p> <p>○託児サービスを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日の議会活動について、令和5年第3回定例会から県庁内保育所（ひより保育園）の一時預かりを活用した託児サービスを開始。 ・休日等の議会活動について、託児事業を行う保育サービス事業者へ委託し、託児サービスを実施。（R5-2 定・R6-2 定の休日議会） 				
<p>3 請願や陳情の審査等の充実</p> <p>（1）請願の審査の充実</p> <p>委員会が必要と認める場合は、請願者を参考人として招致し、意見を聴取することができるので、その旨を会議規則等に明文化し、県民への周知を図ること。</p> <p>（2）陳情の取扱い</p> <p>所管委員会での取扱いについて、陳情に対する質疑の時間を設けるなど委員会運営を工夫すること。</p>	<p>（1）</p> <p>○議会運営についての申合せ事項を一部改正（令和5年8月31日）</p> <table border="1" data-bbox="1106 699 2096 979"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 699 1601 746">改正後</th> <th data-bbox="1601 699 2096 746">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 746 1601 979"> <p>第5 請願等に関する事項</p> <p><u>3 請願者の委員会出席</u></p> <p><u>委員会は、審査のため必要があると認めるときは、請願者の説明を求めることができる。</u></p> </td> <td data-bbox="1601 746 2096 979"> <p>第5 請願等に関する事項</p> <p><u>(新設)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）</p> <p>○常任委員会において、原則として、請願の審査に続けて、陳情に関する質疑の時間等を設けた。（令和5年第3回定例会～）</p>	改正後	改正前	<p>第5 請願等に関する事項</p> <p><u>3 請願者の委員会出席</u></p> <p><u>委員会は、審査のため必要があると認めるときは、請願者の説明を求めることができる。</u></p>	<p>第5 請願等に関する事項</p> <p><u>(新設)</u></p>
改正後	改正前				
<p>第5 請願等に関する事項</p> <p><u>3 請願者の委員会出席</u></p> <p><u>委員会は、審査のため必要があると認めるときは、請願者の説明を求めることができる。</u></p>	<p>第5 請願等に関する事項</p> <p><u>(新設)</u></p>				

答 申	対応状況等								
<p>(3) 請願・陳情のデジタル化</p> <p>地方議会に対する住民からの請願書の提出に係る手続きについて、オンライン化を可能とする地方自治法の一部を改正する法律案が成立（令和5年4月26日）したことを踏まえ、本県議会でも請願や陳情のオンライン提出ができるよう、関係規定を速やかに改正すること。</p>	<p>(3)</p> <p>○茨城県議会会議規則を一部改正（令和6年4月1日施行）</p> <table border="1" data-bbox="1106 331 2096 703"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 331 1601 378">改正後</th> <th data-bbox="1601 331 2096 378">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 378 1601 703"> <p>(請願文書表)</p> <p>第89条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請願者数人連署又は記名のものは外何名と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは外何件と記載する。</p> </td> <td data-bbox="1601 378 2096 703"> <p>(請願文書表)</p> <p>第89条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請願者数人連署_____のものは外何名と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは外何件と記載する。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>○議会運営についての申合せ事項を一部改正（令和6年4月1日施行）</p> <table border="1" data-bbox="1106 831 2096 1251"> <thead> <tr> <th data-bbox="1106 831 1601 877">改正後</th> <th data-bbox="1601 831 2096 877">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1106 877 1601 1251"> <p>第5 請願等に関する事項</p> <p>1 請願、陳情の取扱い</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>議長への提出は、書面又は電磁的方法により行うこととする。ただし、電磁的方法により提出する場合は、本人又は紹介議員からの提出であることを確認できるものに限る。</u></p> </td> <td data-bbox="1601 877 2096 1251"> <p>第5 請願等に関する事項</p> <p>1 請願、陳情の取扱い</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>○請願・陳情の取扱いに当たっての留意事項についてを一部改正（令和6年4月1日施行）</p>	改正後	改正前	<p>(請願文書表)</p> <p>第89条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請願者数人連署又は記名のものは外何名と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは外何件と記載する。</p>	<p>(請願文書表)</p> <p>第89条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請願者数人連署_____のものは外何名と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは外何件と記載する。</p>	改正後	改正前	<p>第5 請願等に関する事項</p> <p>1 請願、陳情の取扱い</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>議長への提出は、書面又は電磁的方法により行うこととする。ただし、電磁的方法により提出する場合は、本人又は紹介議員からの提出であることを確認できるものに限る。</u></p>	<p>第5 請願等に関する事項</p> <p>1 請願、陳情の取扱い</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(新設)</u></p>
改正後	改正前								
<p>(請願文書表)</p> <p>第89条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請願者数人連署又は記名のものは外何名と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは外何件と記載する。</p>	<p>(請願文書表)</p> <p>第89条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請願者数人連署_____のものは外何名と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは外何件と記載する。</p>								
改正後	改正前								
<p>第5 請願等に関する事項</p> <p>1 請願、陳情の取扱い</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>議長への提出は、書面又は電磁的方法により行うこととする。ただし、電磁的方法により提出する場合は、本人又は紹介議員からの提出であることを確認できるものに限る。</u></p>	<p>第5 請願等に関する事項</p> <p>1 請願、陳情の取扱い</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(新設)</u></p>								

答 申	対応状況等
<p>4 若者をはじめ県議会に興味関心を持ってもらうための取組み</p> <p>令和5年第2回定例会での休日議会（6 常任委員会）開催のほか、11 月には連携協定を締結している流通経済大学において、文教警察委員会が出前委員会を開催予定であり、引き続き、他県の取組も参考に、県民に親しみやすい、参加しやすい取組を推進し、もって県議会活動に対する県民の理解と関心を高めていくこと。</p>	<p>○休日議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年6月17日（土）：6 常任委員会、傍聴者約 210 人 併せて県警察音楽隊コンサート、議事堂バックヤードツアーを実施 ・令和6年6月8日（土）：一般質問、傍聴者 370 人 <p>○出前委員会（例年1 委員会において1 回実施）</p> <p>令和5年11月16日：流通経済大学（文教警察委員会「部活動の地域移行」）</p> <p>○議長と学生との意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年10月、包括連携協定を締結している茨城キリスト教大学において、議長による講演後、講演を聴講した学生6名と議長が、講演内容や地域における様々な課題に関して意見交換を実施。 <p>○連携大学の学生による政策提言の発表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年第3回定例会中に開催された「誰もが輝く持続可能な茨城を担う人づくり調査特別委員会」に、包括連携協定を締結している常磐大学の学生を参考人として招き、意見聴取を行った。 <p>○定例会広報ポスターの図案の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携大学の学生等からの公募による入選作品を基本に、県が保有する県内の風景写真などの既存媒体を活用した図案を組み合わせることで、定例会ごとに異なる図案となるよう見直しを行った。（令和5年第4回定例会～）